

(写)

令和5年3月8日

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県副知事 森 貴志 様

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役副社長 宇野 護

工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策に関して  
東京電力リニューアブルパワー株式会社と協議を開始することについて

令和5年3月1日、貴県より当社に対して、工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策（以下、「B案」と記載）に関して、東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東京電力R P」と記載）と協議を開始することに対する流域の関係者の了解を得ていくことについて、貴県宛に文書を提出するよう要請がありました。2月28日の貴県との打合せにおいて既にお伝えした事柄ではありますが、下記のとおり改めてお伺いしますので、ご回答をお願いいたします。

なお、貴県のほか、流域の関係者に対しても、下記の1～3を前提として、東京電力R PとB案の協議を開始することの了解について確認を行ってまいりますので、ご承知おきください。

#### 記

令和5年1月25日の第11回地質構造・水資源部会専門部会（以下、「専門部会」と記載）において、河川流量の日々の実測値等を用いてB案の成立性について検討した結果を示しました。

専門部会においては、「この問題の早期解決に向けて、是非実効性のある東電の確約をこの専門部会に持ってきてほしい」などのご意見を頂きました。

これを受け、東京電力R Pに協議の開始をお願いしたところ、東京電力R Pからは、流域の関係者に対して、東京電力R PとB案の協議を開始することの了解について、個別に確認を取る必要があるとの見解が示されました。

つきましては、以下の1～3を前提として、東京電力R PとB案に関する協議を開始することについて、貴県の了解を頂きたく存じます。

1. B案は、静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量が大井川に戻す方策として、工事の一定期間（約10ヶ月間と想定）に田代ダムの取水を抑制し、大井川に還元する案として検討していること。
2. B案は、永続的に行うものではなく、東京電力R Pの水利権には影響を与えないこと。
3. 協議の内容には、高速長尺先進ボーリングからの湧水に対してB案を適用することも含むこと。



以上